

日本薬局学会 DX 検討委員会細則

第1条（目的）

DX 検討委員会（以下「本委員会」）は、日本薬局学会の目的に沿い、以下の事項を実施することを目的とする。

1. 薬局薬剤師に対する医療 DX の推進と利活用に関する事項
2. 国民に対する医療 DX 推進による恩恵についての啓発に関する事項
3. 学会員の医療 DX 推進活動の支援に関する事項
4. その他、医療 DX に関する事項

第2条（活動内容）

本委員会は、以下の活動を行う。

1. 日本薬局学会及び関連学会の学術大会での医療 DX 推進に関するシンポジウム等の企画
2. 医療 DX 推進に関する公開市民講座等の企画
3. 医療 DX を推進させる取り組みに関する調査

附則

1. 本細則は日本薬局学会理事会の承認を得た後、施行する。
2. 細則の改廃は、委員会提案を基に理事会の承認を得ることで行う。